

# 令和3年度(令和2年分)市民税・県民税申告の手引き

※申告相談期間中は会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。  
新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

## 市民税・県民税申告が必要な方

令和3年1月1日現在で長岡市内にお住まいの方  
(ただし、以下の「市民税・県民税申告が不要な方」のいずれかに該当する場合は除きます。)

## 市民税・県民税申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与収入のみで勤務先から長岡市へ給与支払報告書の提出がある方 ※提出の有無は勤務先に確認してください。
- ③公的年金等の収入のみの方
- ④収入がない方
- ⑤障害年金、遺族年金等の非課税所得のみの方

## 申告時に必要なもの

- ①令和3年度(令和2年分)市民税・県民税申告書
- ②マイナンバーカード又は通知カード(最新の住所・氏名等が記載されているもの)と運転免許証等の身元確認書類  
※申告書の「個人番号」欄については、記載がない場合も申告書として有効です。
- ③印鑑
- ④収入に関する証明書(給与又は公的年金等の源泉徴収票、個人年金の支払証明書等)
- ⑤営業、農業、不動産収入があった方は、**作成済みの収支内訳書**
- ⑥各種控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等)に関する証明書や領収書
- ⑦医療費控除を受ける方は、**医療費控除明細書**

## ●昨年中に収入がなかった方・非課税所得のみであった方について

上記のとおり、申告の義務はありませんが、国民健康保険料等の各種保険料や保育料といった各種制度の判定に影響が出たり、所得・課税証明書の発行ができないといった支障をきたすことがありますので、申告書の提出をお勧めします。  
申告書記入の際は以下の手順で記入してください。

- ①住所、個人番号、氏名、生年月日、電話番号を記入する。
- ②所得金額「合計⑫欄」に「0」と記入する。
- ③所得から差し引かれる金額「合計⑮欄」に「⑬から⑰」の合計額を記入する。
- ④所得から差し引かれる金額「合計⑮欄」に「⑮から⑰」の合計額を記入する。
- ⑤申告書左下の「★前年(令和2年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。」欄の当てはまる番号に○をつけて必要事項を記入する。

★前年(令和2年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。

11	おのれに扶養されていた(世帯)	(世帯)
12	遺族年金・障害年金・福祉年金等を受給していた(世帯)	(世帯)
13	貯金を切り崩して生活していた。	

⑥記入がすべて済んだら内容を確認した上で押印する。

## ●収入及び所得について(令和2年1月1日から令和2年12月31日までの分について計算してください。)

営業等	製造業、卸売業、小売業、建設業、飲食店業、外交員、サービス業、私塾の経営などから生ずる所得 (ア 収入金額 - 必要経費 = ① 所得金額) ※ア①は申告書の該当箇所です。(以下の項目も同様)	
農業	米、野菜、果樹などの栽培又は生産などから生ずる所得 (イ 収入金額 - 必要経費 = ② 所得金額)	
不動産	土地や建物の貸付けにより生ずる所得(受取小作料も該当します。) (ウ 収入金額 - 必要経費 = ③ 所得金額)	
利子	公社債や預貯金の利子等の所得(源泉徴収されているものを除く。) (エ 収入金額 = ④ 所得金額)	
配当	法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託等の収益の分配などの所得(上場株式分は源泉徴収により原則申告不要です。) (オ 収入金額 - 元本取得のために要した負債の利子 = ⑤ 所得金額)	
給与	給料、俸給、賞金などの所得 (カ 収入金額 - 給与所得控除額 = ⑥ 所得金額) ※計算方法については、次項表1参照	
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金等の所得 (キ 収入金額 - 公的年金等控除額 = ⑦ 所得金額) ※計算方法については、次項表2参照
	業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの (ク 収入金額 - 必要経費 = ⑧ 所得金額)
	その他	他の所得にあてはまらない所得 (ケ 収入金額 - 必要経費 = ⑨ 所得金額)

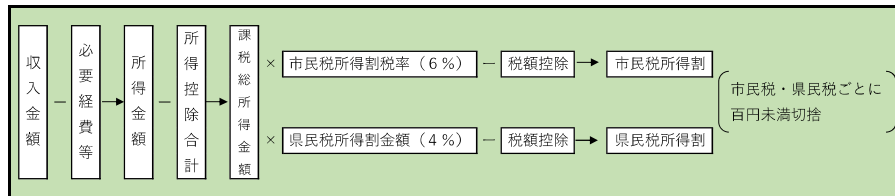
<基礎控除のみの場合の記入例>

合	計	0
4	所得から差し引かれる金額	
	社会保険料控除	
	国民健康保険料控除	
	生命保険料控除	
	地震保険料控除	
	療養、ひとり親控除	
	障害者控除	
	配偶者(特別)控除	
	扶養控除	430,000
	基礎控除	430,000
	雑損控除	
	医療費控除	430,000
合	計	

基礎控除	合計所得金額に応じて下表の控除額が適用されます。				
	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
	控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし
雑損控除	前年中に災害、盗難等により家屋や家財に損失を受けた場合は、①か②のいずれか多い金額を控除できます。 計算式：①(損害金額 - 保険金等による補填額) - (総所得金額等の合計額 × 10%) ②(損害金額 - 保険金等による補填額)のうち、災害関連支出の金額 - 5万円				
医療費控除 ※明細書添付必須	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費について、①か②のいずれかを選択し、控除することができます。 ①(支払った医療費 - 保険金等による補填額) - (総所得金額等の合計額の5%の額と) (上限200万円) ②〔特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)〕の購入金額 - 保険金等による補填額 - 12,000円 (上限88,000円) ※特例欄にチェック ※医療費控除をされる方 今回申告分から「医療費控除明細書」の添付が必須となります。必ず作成した上で申告するようお願いいたします。医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費明細書の記載を簡略化することができます。 ※医療費控除は支払った医療費を還付するものではありません。				
寄附金控除	地方公共団体(ふるさと納税)、新潟県共同募金会、日本赤十字社新潟県支部に対する寄附や新潟県・長岡市が条例で定める団体への寄附があった場合に住民税額から控除します。 ※申告書裏面に記載				
配当割額及び株式等譲渡所得割額	特定配当等に係る所得又は特定株式等譲渡所得における、配当割額又は株式等譲渡所得割額を申告した場合は、それぞれの金額の5分の3を市民税所得割額から、5分の2を県民税所得割額から控除します。 ※申告書裏面に記載				

## ●市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は「均等割」と「所得割」の合計額です。「均等割」は市民税3,500円、県民税1,500円で、「所得割」は前年中の所得金額に応じて次の図式で計算します。分離課税分の計算方法については市民税課にお問い合わせください。



## ●非課税の範囲

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②障害者、寡婦、ひとり親、未成年で合計所得金額が135万円以下の方
- ③被扶養者(16歳未満の被扶養者を含む)の人数に応じて、所得金額が下記の基準金額以下の方

被扶養者人数	0人	1人	2人	3人	4人	被扶養者1人以上の場合の算式
均等割	415,000円	919,000円	1,234,000円	1,549,000円	1,864,000円	315,000円 × (1+被扶養者人数) + 289,000円
所得割	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	350,000円 × (1+被扶養者人数) + 420,000円

## ●郵送での提出について

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力をお願いします。郵送で提出する際は、マイナンバーカード又は通知カード(最新の住所・氏名等が記載されているもの)と運転免許証等の身元確認書類の写しを添付してください。また、申告内容確認のため、収入や所得の金額がわかる書類や、各種控除に必要な証明書等の書類を同封してください。証明書や申告書、添付書類については、下記住所に送付してください。

お問い合わせ先  
〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10  
長岡市役所 市民税課 TEL: 0258-39-2212

総合譲渡	機械、車両、ゴルフ会員権等の資産の譲渡による所得 取得の日からの保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。 (収入金額-必要経費-特別控除(最高50万円)=コ)×所得金額
一時	生命保険契約の満期・解約による一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得 (収入金額-必要経費-特別控除(最高50万円)=シ)×所得金額

◎総合長期譲渡所得と一時所得の課税対象となるのは、「収入金額-必要経費-特別控除(最高50万円)」の1/2の金額です。

$$(サ+シ) \times 1/2 + コ = ㊸$$

表1 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
～ 550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	「A × 2.4 + 100,000円」
551,000円～1,618,999円	給与収入-550,000円	1,800,000円～3,599,999円	「A × 2.8 - 80,000円」
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円		
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	3,600,000円～6,599,999円	「A × 3.2 - 440,000円」
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円

表2 公的年金等に係る雑所得の速算表 < 所得金額 = A × B - C >

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額		
			1千円以下	2千円以下	2千円超
65歳未満の方 (昭和31年1月2日以後に生まれた方)	～1,299,999円	100%	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円	
65歳以上の方 (昭和31年1月1日以前に生まれた方)	～3,299,999円	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円	

※所得金額調整控除について (注) 1、2ともに給与所得から控除

- 給与等の収入金額が850万円を超え、(1)～(3)のいずれかに該当する場合
  - 特別障害者に該当する
  - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
  - 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
 控除額 = (給与等の収入金額 ※ - 850万円) × 10%  
 ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円が限度
- 給与所得と公的年金所得双方があり、合計額が10万円を超える場合  
 控除額 = (給与所得 ※ + 公的年金所得 ※) - 10万円  
 ※給与・年金ともそれぞれ10万円を超える場合は、それぞれ10万円が限度



下記区分番号を記入してください  
 1 左記1に該当する場合  
 2 左記2に該当する場合  
 3 左記1及び2に該当する場合

●所得控除(所得から差し引かれる金額)及び税額控除(税額から差し引かれる金額) ※小数点以下切上げ

社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等を支払った場合は、全額を控除できます。 ※配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた社会保険料は控除対象外です。																		
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金及び自身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合は、全額を控除できます。																		
生命保険料控除	前年中に一定の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った場合は、下表の計算式で計算した控除額を控除できます。 ※所得税と住民税では計算方法が異なりますのでご注意ください。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般生命保険料の支払い合計額</th> <th colspan="2">個人年金保険料の支払い合計額</th> <th colspan="2">介護医療保険料の支払い合計額</th> </tr> <tr> <th>新制度 A</th> <th>旧制度 B</th> <th>新制度 C</th> <th>旧制度 D</th> <th>保険料 E</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	一般生命保険料の支払い合計額		個人年金保険料の支払い合計額		介護医療保険料の支払い合計額		新制度 A	旧制度 B	新制度 C	旧制度 D	保険料 E		円	円	円	円	円	円
	一般生命保険料の支払い合計額		個人年金保険料の支払い合計額		介護医療保険料の支払い合計額														
	新制度 A	旧制度 B	新制度 C	旧制度 D	保険料 E														
	円	円	円	円	円	円													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Aの金額を右記の表(新制度適用)から計算した金額</th> <th>Bの金額を右記の表(旧制度適用)から計算した金額</th> <th>Cの金額を右記の表(新制度適用)から計算した金額</th> <th>Dの金額を右記の表(旧制度適用)から計算した金額</th> <th>Eの金額を右記の表(新制度適用)から計算した金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (最高30,000円)</td> <td>イ (最高30,000円)</td> <td>オ (最高30,000円)</td> <td>カ (最高30,000円)</td> <td>キ (最高30,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	Aの金額を右記の表(新制度適用)から計算した金額	Bの金額を右記の表(旧制度適用)から計算した金額	Cの金額を右記の表(新制度適用)から計算した金額	Dの金額を右記の表(旧制度適用)から計算した金額	Eの金額を右記の表(新制度適用)から計算した金額	ア (最高30,000円)	イ (最高30,000円)	オ (最高30,000円)	カ (最高30,000円)	キ (最高30,000円)								
	Aの金額を右記の表(新制度適用)から計算した金額	Bの金額を右記の表(旧制度適用)から計算した金額	Cの金額を右記の表(新制度適用)から計算した金額	Dの金額を右記の表(旧制度適用)から計算した金額	Eの金額を右記の表(新制度適用)から計算した金額														
	ア (最高30,000円)	イ (最高30,000円)	オ (最高30,000円)	カ (最高30,000円)	キ (最高30,000円)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新制度適用</th> </tr> <tr> <th>支払額</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①12,000円以下</td> <td>支払額×0.5</td> </tr> <tr> <td>②12,001円～32,000円</td> <td>支払額 × 0.5 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>③32,001円～56,000円</td> <td>支払額 × 0.25 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>④56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	新制度適用		支払額	計算式	①12,000円以下	支払額×0.5	②12,001円～32,000円	支払額 × 0.5 + 6,000円	③32,001円～56,000円	支払額 × 0.25 + 14,000円	④56,001円以上	28,000円						
	新制度適用																		
支払額	計算式																		
①12,000円以下	支払額×0.5																		
②12,001円～32,000円	支払額 × 0.5 + 6,000円																		
③32,001円～56,000円	支払額 × 0.25 + 14,000円																		
④56,001円以上	28,000円																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度適用</th> </tr> <tr> <th>支払額</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤15,000円以下</td> <td>支払額×0.5 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>⑥15,001円～40,000円</td> <td>支払額 × 0.25 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>⑦40,001円～70,000円</td> <td>支払額 × 0.25 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>⑧70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	旧制度適用		支払額	計算式	⑤15,000円以下	支払額×0.5 + 7,500円	⑥15,001円～40,000円	支払額 × 0.25 + 17,500円	⑦40,001円～70,000円	支払額 × 0.25 + 17,500円	⑧70,001円以上	35,000円							
旧制度適用																			
支払額	計算式																		
⑤15,000円以下	支払額×0.5 + 7,500円																		
⑥15,001円～40,000円	支払額 × 0.25 + 17,500円																		
⑦40,001円～70,000円	支払額 × 0.25 + 17,500円																		
⑧70,001円以上	35,000円																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>アイ</th> <th>オ+カ</th> <th>キ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	アイ	オ+カ	キ	円	円	円													
アイ	オ+カ	キ																	
円	円	円																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>イトウのいずれか大きい金額</th> <th>エ</th> <th>カとキのいずれか大きい金額</th> <th>ク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	イトウのいずれか大きい金額	エ	カとキのいずれか大きい金額	ク	円	円	円	円											
イトウのいずれか大きい金額	エ	カとキのいずれか大きい金額	ク																
円	円	円	円																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>エ+ク+ケ</th> <th>生命保険料控除額(最高70,000円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	エ+ク+ケ	生命保険料控除額(最高70,000円)	円	円															
エ+ク+ケ	生命保険料控除額(最高70,000円)																		
円	円																		

地震保険料控除	前年中に地震保険料を支払った場合には、下表の計算式で計算した控除額を控除できます。 ※所得税と住民税では計算方法が異なりますのでご注意ください。													
	<table border="1"> <tr> <td>地震保険料の支払い合計額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>旧長期損害保険料の支払い合計額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> </table>	地震保険料の支払い合計額	A	円	旧長期損害保険料の支払い合計額	B	円							
	地震保険料の支払い合計額	A	円											
	旧長期損害保険料の支払い合計額	B	円											
	<table border="1"> <tr> <td>Aの金額</td> <td>A × 0.5</td> <td>C</td> <td>地震保険料控除額</td> <td>円</td> </tr> </table>	Aの金額	A × 0.5	C	地震保険料控除額	円								
	Aの金額	A × 0.5	C	地震保険料控除額	円									
<table border="1"> <tr> <td>Bの金額</td> <td>旧長期損害保険料控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>～ 5,000円</td> <td>Bの金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>5,001円 ～ 15,000円</td> <td>Bの金額 × 0.5 + 2,500円</td> <td>D</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>15,001円 ～</td> <td></td> <td></td> <td>10,000円</td> </tr> </table>	Bの金額	旧長期損害保険料控除額	円	～ 5,000円	Bの金額	円	5,001円 ～ 15,000円	Bの金額 × 0.5 + 2,500円	D	円	15,001円 ～			10,000円
Bの金額	旧長期損害保険料控除額	円												
～ 5,000円	Bの金額	円												
5,001円 ～ 15,000円	Bの金額 × 0.5 + 2,500円	D	円											
15,001円 ～			10,000円											
<table border="1"> <tr> <td>C+D</td> <td>地震保険料控除額(最高25,000円)</td> <td>円</td> </tr> </table>	C+D	地震保険料控除額(最高25,000円)	円											
C+D	地震保険料控除額(最高25,000円)	円												

寡婦控除 ひとり親控除	令和2年12月31日現在、あなたが下表に該当する場合、下表の金額を控除できます。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般寡婦</td> <td>所得500万円以下、離別かつ子以外の扶養親族あり</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td>所得500万円以下かつ死別(扶養親族の有無問わない) 所得500万円以下かつ生計一の(総所得金額等が48万円以下)の子(嫡続の有無や性別問わない)</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	該当者		控除額	一般寡婦	所得500万円以下、離別かつ子以外の扶養親族あり	26万円	ひとり親控除	所得500万円以下かつ死別(扶養親族の有無問わない) 所得500万円以下かつ生計一の(総所得金額等が48万円以下)の子(嫡続の有無や性別問わない)	30万円
	該当者		控除額							
一般寡婦	所得500万円以下、離別かつ子以外の扶養親族あり	26万円								
ひとり親控除	所得500万円以下かつ死別(扶養親族の有無問わない) 所得500万円以下かつ生計一の(総所得金額等が48万円以下)の子(嫡続の有無や性別問わない)	30万円								

勤労学生控除(証明書等必要) あなたが大学や高校等の学生や生徒で、自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得、雑所得があり、かつ合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の場合 →26万円

障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合、下表の金額を控除できます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害控除</td> <td>身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害控除</td> <td>身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害控除</td> <td>特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>	該当者		控除額	障害控除	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	26万円	特別障害控除	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	30万円	同居特別障害控除	特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方	53万円
	該当者		控除額										
	障害控除	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	26万円										
特別障害控除	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	30万円											
同居特別障害控除	特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方	53万円											

配偶者控除 令和2年12月31日(年の中で死亡した方は死亡した日)現在、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合には下表の控除額を控除できます。

配偶者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>下記以外の方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>老人配偶者(70歳以上)</td> <td>昭和26年1月1日以前に生まれた方</td> <td>38万円</td> </tr> </tbody> </table>	該当者		控除額	配偶者	下記以外の方	33万円	老人配偶者(70歳以上)	昭和26年1月1日以前に生まれた方	38万円
	該当者		控除額							
	配偶者	下記以外の方	33万円							
老人配偶者(70歳以上)	昭和26年1月1日以前に生まれた方	38万円								

※申告者の合計所得金額が一定の範囲にある場合、減額されて適用されます。  
 合計所得金額が ①900万円まで…減額なし ②950万円まで…22万円(26万円)  
 ③1,000万円まで…11万円(13万円) ※ ( )内は老人配偶者の適用

配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者(事業専従者である場合を除く)の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合には、下表の控除額を控除できます。																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申告者の合計所得金額</th> <th colspan="10">配偶者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>48万円超</th> <th>100万円超</th> <th>105万円超</th> <th>110万円超</th> <th>115万円超</th> <th>120万円超</th> <th>125万円超</th> <th>130万円超</th> <th>133万円以下</th> <th>133万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>31万円</td> <td>26万円</td> <td>21万円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> <td>0万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>21万円</td> <td>18万円</td> <td>14万円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>11万円</td> <td>9万円</td> <td>7万円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>0万円</td> </tr> </tbody> </table>	申告者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額										48万円超	100万円超	105万円超	110万円超	115万円超	120万円超	125万円超	130万円超	133万円以下	133万円超	900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0万円		合計所得金額	900万円超950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0万円	金額	950万円超1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0万円
	申告者の合計所得金額		配偶者の合計所得金額																																																				
48万円超		100万円超	105万円超	110万円超	115万円超	120万円超	125万円超	130万円超	133万円以下	133万円超																																													
900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0万円																																														
合計所得金額	900万円超950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0万円																																													
金額	950万円超1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0万円																																													

扶養控除 令和2年12月31日(年の中で死亡した方は死亡した日)現在、あなたと生計を一にする親族(配偶者を除く)で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合には、下表の控除額を控除できます。 ※16歳未満は扶養控除対象外です。

扶養控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養控除</th> <th>対象者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養</td> <td>平成14年1月2日～平成17年1月1日に生まれた方 昭和26年1月2日～平成10年1月1日に生まれた方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>平成10年1月2日～平成14年1月1日に生まれた方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>昭和26年1月1日以前に生まれた方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等扶養</td> <td>老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等と同居している方</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養控除	対象者	控除額	一般扶養	平成14年1月2日～平成17年1月1日に生まれた方 昭和26年1月2日～平成10年1月1日に生まれた方	33万円	特定扶養	平成10年1月2日～平成14年1月1日に生まれた方	45万円	老人扶養	昭和26年1月1日以前に生まれた方	38万円	同居老親等扶養	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等と同居している方	45万円
	扶養控除	対象者	控除額													
	一般扶養	平成14年1月2日～平成17年1月1日に生まれた方 昭和26年1月2日～平成10年1月1日に生まれた方	33万円													
	特定扶養	平成10年1月2日～平成14年1月1日に生まれた方	45万円													
老人扶養	昭和26年1月1日以前に生まれた方	38万円														
同居老親等扶養	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等と同居している方	45万円														

# ⚠️ 申告をする前に ⚠️

申告の必要があるのか  
確認してみましょう

★給与及び公的年金以外の所得がある場合は申告が必要です。

☆令和2年中収入がなかった方は手引き 1 ページ中段をご覧ください。

源泉徴収票に記載されているあなたの扶養の人数  
(配偶者を含む) ①  人

< 市民税県民税が非課税となる目安 >

①が0人の場合

円

①が1人以上の場合

$315,000 \times (1 + \text{①}) + 289,000 =$   円

②

## 給与所得の計算

給与の  
収入金額  円

手引きの2ページ表1記載  
の速算表から計算してくだ  
さい

給与の  
所得金額  円 ③

## 公的年金所得の計算

公的年金の  
収入金額  円

手引きの2ページ表2記載  
の速算表から計算してくだ  
さい

公的年金の  
所得金額  円 ④

※所得金額調整控除については手引き 2 ページ中段をご覧ください。

### ② > ③ + ④ のとき

住民税は**非課税**のため、住民税申告は**不要**です。

税金がかからないため、控除を追加する必要はありません。

### ② < ③ + ④ のとき

確定申告または住民税申告をし、控除を追加することで税額が下がる場合があります。

※確定申告の義務がある方は上記に関わらず確定申告が必要です。

※所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

※上記計算はあくまで目安です。

# <記入例>

**令和3年度(令和2年分) 市民税・県民税**

長岡市長 様

住所、氏名等記入の上、押印してください

現住所  下記と同じ

令和3年1月1日現在の住所 **長岡市大手通1丁目4番地10**

個人番号 **1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2**

ふりがな **ながおか たろう**

氏名 **長岡 太郎**

専業又は職業 **農業** 生年月日 **3 月 23 日**

電話番号 **0250-39-2212** 申送F

令和2年中に支払った社会保険料や生命保険料等の金額を記入してください。

⑬ 社会保険料控除	国民健康保険料	介護保険料	国民年金保険料
	78,000		
	後期高齢者医療保険料	その他(源泉のとおり)	合計
		21,500	99,500
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計
	21,980		7,080
	旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	

寡婦控除やひとり親控除は該当箇所にチェックを入れてください。障害者控除は氏名・障害の程度を記入してください

⑰ 寡婦控除	<input type="checkbox"/>	⑱ ひとり親控除	<input type="checkbox"/>
⑲ 障害者控除	氏名	障害の程度	
	氏名	障害の程度	

扶養親族について氏名・生年月日等を記入してください

⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の氏名	生年月日	合計所得金額
	長岡 花子	3 月 5 日	128,500
㉑ 扶養控除	氏名	生年月日	続柄
	長岡 ヨネ	1 月 2 日	母
	個人番号		
	個人番号		

医療費控除は、支払った額、補填される額、控除額を申告書に記入してください。今回申告分から「医療費控除明細書」の添付が必須です！

㉒ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	105,576	

★前年(令和2年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。

1	右の者に扶養されていた。	(氏名)	(続柄)
2	遺族年金・障害年金・福祉年金等を受給していた。		
3	その他(理由及び生活費の出所等について)		

基礎控除の記入漏れがないようご注意ください

1 収入金額等	事業	315,000	
	不動産		
	配当		
	給与	727,200	
	公的年金等	1,823,825	
	雑業		
	雑損		
	合計	2,876,025	
	2 所得金額	事業	118,000
		不動産	
配当			
給与		77,200	
公的年金等		723,825	
雑業			
その他			
合計		919,025	
4 所得から差し引かれる金額		社会保険料控除	99,500
		生命保険料控除	24,070
	地震保険料控除		
	寡婦、ひとり親控除		
	障害者控除		
	配偶者(特別)控除	330,000	
	扶養控除	450,000	
	基礎控除	430,000	
	合計	1,333,570	
	合計	1,393,195	

申告書裏面についてはHPもしくは市民税課にお問い合わせください

手引き1〜2ページを参考に収入と所得の金額を記入してください

手引き2〜4ページを参考に控除額を記入してください